

平成30年11月26日

平成30年第11回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年11月26日玉川村役場北庁舎会議室に於いて第11回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行
7番 小針 金之

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

12番 角田 守之 13番 眞弓 泰行

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 事務局より説明がありましたが、議案第34号番号1の調査結果について、調査員の角田守之委員より報告をお願いいたします。

◎ 12番委員 議案第34号番号1について、調査報告させていただきます。

(角田守之) 11月19日、矢吹洋一推進委員と事務局2名と共に現地確認を致しました。

申請地は、中字天神前■■番の1筆であります。場所は議案書の3、4ページを参照して下さい。

譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺ったところ、■■さんは鮫川村出身で、玉川村内の会社に勤めていた時に、会社に近い現在の土地を求め、住むようになりました。定年後の今は鮫川村に通いながら農業をしております。

現在、住んでいる所は土地が狭い為、近くに土地を探していました。

そこで、自宅に隣接する農地の所有者で、会社の同僚だった■■■■さんに相談し、お願いしたところ、譲ってもらえる事になり、所有権移転による農地法第3条の申請になったとの事でした。

■■さんは30a以上の農地を有し、耕作従事日数についても条件を満たしております。さらに地域ともなじみ、調和要件においても常に取り組みに協力的であり、地域に溶け込み、親しみを持たれており問題ありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の角田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 34 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 34 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に議案第 34 号番号 2 の調査員 角田守之委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 議案第 34 号番号 2 について、調査報告させていただきます。

(角田守之)

11 月 19 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名と共に現地確認を致しました。

申請地は、中宇道上■■番の 1 筆であります。場所は議案書の 5、6 ページを参照して下さい。

譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。■■■■さんは、中宇天神前■■番の土地を譲渡するにあたり、自分の所有する農地の東側に隣接する当該農地を譲受したく、所有者の■■■■さんに相談しお願いしたところ快諾していただき、所有権の移転による農地法第 3 条の申請になったとの事であります。

申請地は自宅からも近く、移動時間も短く、作業の利便性にも優れております。また、下限面積、耕作従事日数についても条件を満たしております。

両人とも承知しており問題ありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の角田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 34 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認め、議案第 34 号番号 2 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に、議案第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 事務局より説明がありましたが、議案第 35 号番号 1 の調査結果について、調査員の石井清蔵委員より報告をお願いいたします。

- ◎ 6 番委員 (石井清蔵) 議案第 35 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
11 月 19 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名と共に現地確認を致しました。

申請地は、竜崎字原作田■■■番■、■■■番■で地目は 2 筆とも公簿が畑で現況が休耕であります。場所は議案書を参照していただきたいと思えます。

申請人の■■■さんに話を聞いたところ、今回既存住宅の隣に新たに住宅を建築することになり、登記事項証明書を取得したところ、既存の倉庫、車庫、納屋が建っている土地が農地であることが判明したとのことです。

今回、新たに住宅を建築するにあたり、既存建物の敷地についても併せて、農地法第 4 条の農地転用許可が必要であることの指摘を受けたため、今回正式に申請を行うことになったとの事であります。

■■さんは深く反省をされており、今後このようなことがないようにしたいとの事であります。

申請地は農地の広がりから見ますと、第 1 種農地に該当しておりますが、周辺の状況として、集落と接続している農地であり、周辺農地への影響はないものと思われま。

また、排水処理については、雨水は既存側溝へ、汚水は敷地内排水路を経由して村の集落排水路へ流す計画をされており心配ないものと思われま。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 35 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 35 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に、議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 事務局より説明がありましたが、議案第 36 号番号 1 の調査結果について、調査員の須藤安昭委員より報告をお願いいたします。

◎ 4 番委員 (須藤安昭) 議案第 36 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
11 月 19 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名と現地確認をしました。
申請地は、小高字江平■■番■で地目は公簿、現況とも畑です。場所は議案書を参照下さい。

今回の申請は、今年の 6 月総会で農振除外について意見決定したものの転用案件です。現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■
■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■さんは、現在、村内の実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になった為に、この度住宅の建設を計画しました。

村内に適当な土地を探しておりましたが、条件に合う土地がないため、父の溝井さんに相談したところ、父所有の当該農地が適していると考え、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になりました。

申請地はあぶくま高原道路の玉川インターチェンジから 300m の範囲内にあり第 3 種農地で転用が可能な農地になります。また、雨水は北側の既存側溝へ汚水は合併浄化槽を経由して北側既存側溝へ流す計画をしております。

両人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 36 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 36 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

◎ 事務局 次会の総会は平成 30 年 12 月 21 日の金曜日、午後 1 時 30 分より、場所は玉川村就業改善センター 1 階産就室で、総会終了後第 4 回の連携会議を開催したいと思います。

2. 平成 30 年度全国農業委員会会長代表者集会及び県選出議員への要請集会について

◎ 事務局 会長出席について資料に基づき説明。

3 平成30年度農業委員会先進地視察研修決算報告について

◎ 事務局 11/13～14開催の研修における差引残金を農業委員積立会計に繰り入れることを説明。

◎ 会長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者